

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	向井 弘光
【住所又は本店所在地】	三重県鈴鹿市三日市町1897番地の1
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	平成25年7月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	I C D Aホールディングス株式会社
証券コード	3184
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）

【提出者に関する事項】

【提出者(大量保有者) / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	向井 弘光
住所又は本店所在地	三重県鈴鹿市三日市町1897番地の1
事務上の連絡先及び担当者名	I C D Aホールディングス株式会社 取締役管理部長 黒田悟郎
電話番号	059-381-5540

【提出者(大量保有者) / 2】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社エム・エフ
住所又は本店所在地	三重県鈴鹿市三日市町1901-5
事務上の連絡先及び担当者名	I C D Aホールディングス株式会社 取締役管理部長 黒田悟郎
電話番号	059-381-5540

【提出者(大量保有者) / 3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	向井 俊樹
住所又は本店所在地	三重県鈴鹿市三日市町1897番地の7
事務上の連絡先及び担当者名	I C D Aホールディングス株式会社 取締役管理部長 黒田悟郎
電話番号	059-381-5540

【提出者(大量保有者) / 4】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	向井 なよ子
住所又は本店所在地	三重県鈴鹿市三日市町1897番地の1
事務上の連絡先及び担当者名	I C D A ホールディングス株式会社 取締役管理部長 黒田悟郎
電話番号	059-381-5540

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年6月27日
訂正内容	平成25年7月4日に提出いたしました大量保有報告書につきまして、訂正事項がありましたので、訂正報告書を提出するものであります。

訂正箇所は_を付して表示しております。

第2 【提出者に関する事項】

2 【提出者(大量保有者) / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

(訂正前)

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	株式会社エム・エフ
住所又は本店所在地	三重県鈴鹿市三日市町1901- 5
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社エム・エフ
住所又は本店所在地	三重県鈴鹿市三日市町1901- 5
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

(訂正前)

(訂正後)

(1) 向井 弘光

(2) 株式会社エム・エフ

(3) 向井 俊樹

(4) 向井 なよ子

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

(訂正前)

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,226,280		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		1,226,280
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

(訂正後)

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,226,280		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	<u>1,226,280</u> P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		1,226,280
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		